

## 神戸市告示第 121 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第二号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により告示する。

平成 19 年 5 月告示第 99 号は、平成 24 年 5 月 31 日限り廃止する。

平成 24 年 4 月 27 日

（特定行政庁）神戸市長 矢 田 立 郎

### 1 中間検査を行う区域

神戸市全域とする。

### 2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これら以外の構造又はこれらの構造を併用する建築物で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものにあつては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるものに限る。）で、法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による通知（新築、増築又は改築に係るものに限る。以下「申請等」という。）に係る床面積の合計が 10 平方メートルを超えるもの
- (2) (1)に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、申請等に係る床面積の合計が 100 平方メートル（申請等に係る階数が 1 であるときは 200 平方メートル）を超えるもの。

### 3 指定する特定工程

次の各号の工事の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程とする。ただし、一の確認で 2 棟以上の建築物がある場合にあつては最も早期に完了する棟（当該棟が他の棟の規模に比して極めて小さい場合を除く。）、工事を 2 以上の工区に分割して施工する場合にあつては最も早期に完了する工区（当該工区が他の工区の規模に比して極めて小さい場合を除く。）の工事の工程を特定工程とする。

#### (1) 基礎工事に関する特定工程

基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）の配筋工事（木造又は木造とその他の構造とを併用する構造の建築物であつて、地階を除く階数が 1 であるもの又は地階を除く階数が 2 であるもののうち 2 階部分の構造が木造であるものに係る当該工事を除く。）の工程

#### (2) 建て方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事（申請等に係る部分に法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工程が含まれる場合を除く。）の工程

	建築物の構造	特定工程
1	木造又は木造とその他の構造とを併用する構造	柱，はり及び筋交いの建て方工事の工程（枠組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。以下同じ。）による場合にあつては，耐力壁の設置工事の工程）
2	鉄骨造（2階部分の構造が鉄骨造であるもの）	2階の鉄骨の建て方工事の工程
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（2階部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるもの）	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては，2階のはり及び床版の取付け工事の工程）
4	2項の構造と3項の構造を併用する構造	該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事の工程

#### 4 指定する特定工程後の工程

次の各号の工事の区分に応じて，それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

##### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事（木造又は木造とその他の構造とを併用する構造の建築物であつて，地階を除く階数が1であるもの又は地階を除く階数が2であるもののうち2階部分の構造が木造であるものに係る当該工事を除く。）の工程

##### (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程

	建築物の構造	特定工程後の工程
1	木造又は木造とその他の構造とを併用する構造	柱，はり及び筋交いを覆う床，壁又は天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては，枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
2	鉄骨造（2階部分の構造が鉄骨造であるもの）	鉄骨に耐火被覆を設ける工事又は壁の外装若しくは内装の工事の工程
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（2階部分の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるもの）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程（当該工事を現場で施工しないものにあつては，2階の柱及び壁の取付け工事の工程）
4	2項の構造と3項の構造を併用する構造	3の(2)の表の4項の右欄に掲げる工事の工程に対応する2項又は3項の右欄に掲げる特定工程後の工程

## 5 適用の除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者が製造又は新築する当該認証に係る建築物
- (2) 法第 85 条の規定の適用を受ける建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

### 附 則

- 1 この告示は、平成 24 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の規定は、施行日以後に申請等がされた建築物について適用する。ただし、この告示の施行前に法 6 条第 1 項の規定による工事に着手した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。
- 3 この告示の施行前に申請等がされた建築物については、なお従前の例による。